

平成29年11月29日

陳 情 文 書 表

議 会 運 営 委 員 会

| | | | |
|---|---|-------|------------|
| 陳情番号 | 140 | 付議年月日 | 29. 11. 27 |
| 件名 | 人事委員会の裁決を取り消した横浜地裁の判決を不服として知事が行おうとする控訴に議会の同意を求める議案（平成29年第3回定例会定県第85号議案）の議決に先立って本会議でなされるべき議論について陳情 | | |
| 付議委員会 | 陳情者 | | |
| 議会運営委員会 | ※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。 | | |
| <p>1 陳情の要旨</p> <p>平成29年11月22日に標記の議案（以下「知事控訴議案」という。）を可決した総務政策常任委員会の報告が本会議でなされた後、本会議が知事控訴議案の議決を行うに先立って、下に列記する素朴な疑問への必要十分な答を明らかにする議論を、本会議傍聴者及びテレビ生中継視聴者の視線を意識しながら、時間をかけて徹底的に行っていただきたい。</p> <p>(1) 県を敗訴させた横浜地裁判決が確定することによって県に支払義務が生じる賠償金の額は20万円であるが、知事がこれを不服として東京高裁に控訴した場合、これに伴って新たに生じる県費支出の総額は20万円をはるかに上回るのではないかと。</p> <p>(2) 知事の控訴は、これに伴って新たに生じる県費支出の総額に見合うだけの利益を県民にもたらすのか。</p> <p>(3) 知事の控訴によって県民にもたらされる利益とは、具体的には、だれにとっての、どんな利益であるのか。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>上記の(1)～(3)は、新聞報道等によって知事控訴の方針を知った県民の多くが抱いている素朴な疑問であり、これらの疑問に対する必要十分な答を明らかにすることなく議会在知事控訴議案の議決を行うならば、議員各位は自らの見識の無さを暴露することになり、議会は県民の信を失う。</p> | | | |